

SAITAMA SANPO

V 25



労働衛生行政と私（1）

粉じん障害を防止するため事業者が
重点的に講ずべき措置

川越地域産業保健センターの紹介

独立行政法人 労働者健康福祉機構
埼玉産業保健推進センター

CONTENTS

ページ

1	巻頭言 連合の労働安全衛生 日本労働組合総連合会 埼玉県連合会 会長/片山 修三
2	労働衛生行政と私（1） （財）ヒューマンサイエンス振興財団 理事長（元 厚生労働省健康局長） 下田 智久
6	労働局からのお知らせ 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置 埼玉労働局労働基準部安全衛生課
9	Q&A 職場における腰痛の発生要因とその予防対策 産業保健相談員/志村 浩
12	利用者の声 三菱マテリアル株式会社 セラミックス工場 事務部総務係/成澤 淳裕
13	自発的健康診断助成金利用のご案内
14	川越地域産業保健センターのご案内 コーディネーター/鷹野 富子
16	地域産業保健センターのご利用案内
17	後期セミナー等のご案内
18	新型インフルエンザ対策についての産業保健研修会のご案内
19	労働安全衛生コンサルタント会のご案内 （社）日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部
20	埼玉障害者職業センターのご案内

贈呈

独立行政法人労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センターは、働く方々の健康確保を一層積極的に図っていただくため、産業医及び保健師・看護師並びに衛生管理者等の産業保健関係者に対し、窓口相談・実地相談、研修、情報の提供、広報・啓発、助成金の支給等の各種事業を行っております。

その中の情報提供の一環として、独自の産業保健情報誌「さいたまさんぽ」を定期的に発刊、配布しており、この度最新号を発刊しましたので贈呈いたします。

関係者の皆様の産業保健活動の推進にご活用いただければ幸いです。

なお、本誌並びに当推進センターの事業運営等にご意見があれば、FAX又はEメール等にて賜ります。是非多数の御意見を頂きたくよろしくお願いいたします。

連合の労働安全衛生

日本労働組合総連合会

埼玉県連合会 会長 片山 修三



労働安全衛生法は、多発する労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主活動の促進の処置を講ずる等、防止に関する総合的かつ計画的な対策を推進することにより、労働者の安全と健康の確保を図ることを目的に1972年に制定されました。しかし、現状では、労働災害は長期的に減少してきたものの、労災保険の新規受給者数は今なお年間52万人を超え、そのうち重篤な休業4日以上死傷者数は約12万人を超え、一度に3名以上が被災する重大災害は1985年以降増加傾向で推移しています。

一方、昨今の社会経済環境の変革の中で、業務請負等のアウトソーシングの増大、合併・分社化による組織形態の変化、企業内の組織の再編が進行し、就業形態の多様化や雇用の流動化等となって表面化してきました。そのため、所属や就業形態の異なる労働者が混在することとなり、安全配慮義務を負うべき事業者の範囲が曖昧になってきています。加えて、世代交代に伴う安全衛生に関わるノウハウの伝承が低下したことや、安全衛生管理組織の形骸化も危惧される状況にあると言えます。

そうした中、企業及び労働者を取り巻く社会構造の変化に対応し、労働災害の一層の減少を図るために、労働安全衛生関係法令に基づく最低基準の履行確保に加え、事業者による自主的な安全衛生活動の一層の充実を図り、職場のリスクの確実な低減に取り組むことと、多様化した就業形態を踏まえた安全衛生管理体制の確立を目指し、「改正労働安全衛生法」が平成18年4月1日に施行されました。

本改正の主なポイントは、①長時間労働者への医師による面接指導、②特殊健康診断結果の労働者への通知、③危険性・有害性等の調査及び必要な処置、④認定事業者に対する計画届の免除、⑤安全管理者の資格要件の見直し、⑥安全衛生管理体制の強化、⑦製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施、⑧化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付、⑨化学物質等の表示・文書交付制度の実施、⑩有害物ばく露作業報告の創設、⑪免許・技能講習制度の見直し、等であり、事業者の自主的なリスクアセスメントの実施や、労働安全衛生マネジメントシステムの展開など、最低限必要な法令処置に加えて、先取的な予防対策に踏み込んでいます。

連合は、その上に立って労働時間管理の徹底、リスクアセスメントや労働安全マネジメントシステムの業種・企業規模によらない全事業所への導入と、メンタルヘルス対策の一層の強化など、安全衛生体制の構築と労働災害の一層の低減に取り組んでいます。また、毎年7月の「全国安全週間」を強化期間に位置づけ、職場の安全管理体制を見直し、安全で健康な職場環境の確立をめざし職場と一体となって取り組みを進めています。

特別寄稿

労働衛生行政と私（1）

（財）ヒューマンサイエンス振興財団理事長
（元 厚生労働省健康局長）

下田 智久



厚生省に勤務していたが、縁あって労働省に5年間在籍、貴重な経験をした。行政の中身もやり方も随分違ったもので、驚きの連続だった。ここにその感想を述べる機会を与えて頂いたことに感謝するとともに、皆様のご参考になれば幸いである。

I. はじめに

（一）自己紹介

簡単に自己紹介する。私は1968年、ベトナム戦争反対から始まった大学紛争の真最中、熊本大学医学部を卒業した。その時代はインターン制度があり、その後専門科目を決め医局に入るのが普通の道だった。

教授は、医師の生殺与奪を握る人事権と博士号付与の権限を持ち、天皇同然の存在だった。医局員は教授に対して卑屈な態度にでる。大学紛争は、こうした医局のヒエラルヒーと価値観を否定し、民主化を諮ろうとするものだった。また医師の資格が無いのに医療を行うインターン制度にも反対、国家試験をボイコットしていた。

卒業してみたらインターン制度は無く、医局も疲弊していて、私達は行き場が無いという皮肉な立場に立たされた。全国の大学では、自分たちで臨床カリキュラムを作り、自主ローテートと称して各診療科を廻ることになった。私は仕事を求めて上京し、紆余曲折はあったが厚生省で働くことになった。

（二）厚生省

中央官庁には、事務官と技官がいる。事務官は更にキャリアとノンキャリアの2種類に分かれる。前者は国家公務員の上級職試験合格者で、課長以上の職に就くことができ、事務次官になる者もいる。後者はそれ以外の者で予算事務官とも呼ばれ、通常課長止まりだ。技官には種々の技術職がいる。厚生省では、医師、歯科医師、保健師・看護師、薬剤師、栄養士、社会福祉士、数理職などがあるが、ここでは医師について述べる。

医系技官は150人位いるが、厚生省に採用されてから数年間、国会対策（質問取りと答弁作り）、予算の獲得手法、法律作りなどに従事し、行政の仕組みを覚える。

慣れたところで、出向が待っている。行き先は本人の特性を見極めつつ、文部科学省、法務省、防

衛省、環境省などの中央省庁の場合と都道府県の場合がある。WHOや大使館などの海外になることもある。私の頃は、厚生省と労働省がまだ分かれていたので、出向の形で2度、労働衛生課長と安全衛生部長として都合5年間お世話になった。

労働省では、労働基準監督官の辞令を貰う。本来労働基準監督官は、国家試験合格者しか就けない職官名だ。しかし、本省の局長や部長、課長は労働基準監督官であることが法令上の要件とされている。そこで試験に合格していない者であっても、特例として監督官として発令（政令監督官）した後、役職につくのである。

(三) 労働基準法と労働安全衛生法

労働省は、1948年に厚生省から分離されて産声をあげた。その前年に「労働基準法」がGHQの指示で成立している。

戦争への反省から新しい日本国憲法が制定されたが、その27条に「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とある。これを受けた形で労働基準法が出来た。なお、その他の基準とは、安全と衛生、労災補償などである。資本主義社会では、事業者と労働者は自由に労働契約を結ぶのが原則だが、どうしても労働者側の立場が弱い。そこで、賃金や労働時間などの最低ラインを決め、事業者に遵守させるものだ。安全と衛生についても同様に最低基準を示し、労働基準法の中で労働者を保護してきたが、何せ内容が膨大である。1本の法律では対応できないことから1972年に労働安全衛生法として独立する。

(四) 工場法

過去にも労働者を保護する法律はあった。明治44年（1911年）にできた「工場法」である。明治政府ができ、列強と肩を並べるための富国強兵策が取られる。その有力な外貨稼ぎが繊維産業で、賃金の安い年少者が過酷な労働条件で働かされている。

当時の繊維産業に従事する労働者は約72万人、8割が女性、その半分は15歳未満の年少者だった。朝5時から夜10時まで働かされることも稀有な例ではなかったという。劣悪な労働環境で結核が蔓延し、若い女子が命を落とすことも少なくなく、小説「ああ野麦峠」に詳しい。

このような状況を変えようと政府は明治15年に工場法を帝国議会に上程する。労働者、特に年少者に対する保護の観点から見れば、殆ど見るべきものが無い法律であった。にも拘らず、労働条件の改善は、企業利益の減収に直結することから頑強な反対を受ける。

成立したのは明治44年であった。その時の担当局長が「わずか25条について30年の星霜を重ね、その間に大臣が23人更迭、原稿を書き直すこと百数十回」とその苦勞を書き記している。大臣が30年で23人替わったというのだから、今とあまり変わらぬ長さでの交代・投げ出しと言う訳で、政治の世界に進歩は無いようだ。

不十分とはいえ、工場法の整備は労働者保護の観点から画期的なことで、これを契機に少しずつ改善が図られていく。しかし今日の労働基準法に変わるには敗戦、GHQの指示という外圧を必要とした。

II. 一般衛生行政と労働衛生行政

厚生省から労働省に出向して驚いたのは、そのやり方、考え方の違いであった。大学卒業以来厚生省のやっている行政（一般衛生行政と呼ぶことにする）しか知らなかったもので、労働省が行う衛生行政（労働衛生行政と呼ぶことにする）は新鮮で驚きの連続だった。以下その時の感想を紹介する。

(一)

労働衛生行政を進めていく基になる労働安全衛生法は、労働基準法から分かれた姉妹法とも言えるが、基本的な考え方は同じで強制法規である。

最低賃金を知ったのもその時だ。これは県毎に決められ、それより安い賃金で労働者を働かせることは出来ない。その他にも労働時間、職場における有害物質の濃度、防護用具の着用、健康診断の実施など事細かに基準が定められている。しかもこれらは最低基準であり、違反している場合は、事業主は刑罰を受ける。悪質な場合は逮捕されることもある。

法の執行状況をチェックする労働基準監督署が、警察署や税務署と同じ「署」を使っているのは、司法警察権を持っているからである。労働基準監督署には手錠が置いてあるし、事業場に立ち入り調査権があるのもこの為だ。悪質な事業場への立ち入りには、労働基準監督官たちも奮い立つようで、「討ち入り」と称していた。

一般衛生行政には、保健所が「所」を使うようにこのような権限は無い。一般衛生行政の根拠となる法律は、最低基準を示すのではなく、健康を保持増進する上で望ましい、或いは国民自らが進んで実施すべきものが多い。3歳児健診、感染症、予防接種、特定健康診断、喫煙、生活習慣病予防などに見るように、やらないから、守らないから罰するという性格ではない。

(二)

労働衛生行政は、サーベル行政といわれるが、これを支えるのが直轄行政だ。国（労働基準局・安全衛生部）→地方労働局（県単位）→労働基準監督署（ほぼ郡市医師会単位）というラインで仕事は進められるが、全て国家公務員である。人事、予算を握る国の方針は絶対でスムーズに伝達され守られる。全国津々浦々、全く同じ方針、考え方で取締りがなされる。

これに対し、一般衛生行政は、国（厚生労働省）→都道府県（衛生主管部局）→保健所→市町村（衛生主管課係）という流れで行政が執行される。身分は国、県、市町村の公務員であり、直接的な指揮命令系統に無く、いわば間接行政だ。国レベルで法律を作り、予算を計上しても、県や市町村が同じ考えとは限らない。同じ法律での事業であっても、地域によってやり方や考え方が異なっているのが普通である。

(三)

労働衛生行政における事業の実施責任者は、事業者（使用者）である。作業場における粉塵、有害物質、騒音、放射線などに対し、労働者が暴露しないような手立てを講ずる必要がある。これらは法令に基づき、全て事業者責任・事業者負担となる。健康診断も同様である。

一般衛生行政で行う事業は、前に述べたように健康保持増進上、国民自ら進んで参加することが望ましいものである。通常の前防接種や健康診断（住民検診）等の事業は、国、県、市町村の負担は各3分の1で、受益者にも応分の負担を求めるのが原則である。ただこの負担割合も県や市町村の財政状況で変わり、全国一律ではない。

(四)

労働安全衛生法の対象者は、当然のことながら労働者だ。労働者は「事業に使用されて、賃金を支払われる者」であるが、全国で5千万人を超す。これだけの対象者を相手に、全国等しく事業を展開するのは大変なことだ。例えば、昭和63年に健康診断の項目が大きく変わった。その1つ、聴力測定がそれまでの音叉や、時計を使うやり方からオーディオメーターを使う方法とされた。簡便な専用測定器を開発して貰ったが、誰が（検査技師等有資格者が必要か？）測定するかで大いに揉めた。何せ強

制法規で罰則まで有るから、やらざるを得ないが、対象者が多過ぎる、直ぐにはマンパワーの確保、機器の確保が出来ないと耳鼻科学会からお叱りを受けた。僅かな変更でも大変な費用とマンパワーを必要とするのが労働衛生行政の特色だろう。

一般衛生行政では、これほど多くの対象者に強制的な健康診査などをやることは無いから、こんな問題は起きないのが普通だ。

(五)

労働災害が発生すると、労働基準監督署から地方労働局を通じて厚生労働省に連絡がある。

特に重大災害（一時に3人以上の業務上死傷者又は罹患した労働災害者の場合）は、休日夜間を問わず連絡が入る。事案によっては、直ちに現場に行くこともあるし、対策本部を立ち上げなければならない。隧道での土砂崩壊、酸欠、化学工場での爆発、業務中の交通災害等々待ったなしで起きる。任期中に起きた大事故としては、来島大橋での架設桁解体作業中に作業台が落下、死者7名、重傷者1名を出した事故がある。

業務上死傷者は年々減少しているが、それでも年間死亡者は1500人を超えている。最も多い業種は依然として建設業だが、転落、土砂崩壊が上位を占める。転落現場を見ると、2～3メートル、時にはそれ以下の意外と低い所で発生している事が多い。高齢労働者が多くなり、平衡感覚が衰えていることもあろうが、低いことによる安心感からか、命綱等の安全対策を怠っている。まさに油断大敵だ。

後半（労働衛生行政と私(2)）は平成21年3月号に掲載します。

筆者 下田 智久 氏のプロフィール

下田氏は、昭和44年3月熊本大学医学部を卒業され、その年の6月に厚生省（名称変更→現在は厚生省労働省）に入省されました。その6年後には埼玉県本庄保健所長の任に就かれ、2年間の勤務の後、厚生省に公衆衛生局栄養課課長補佐として戻られ、その後茨城県衛生部長となられ、平成2年7月労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長として、産業保健活動関係の職務に就かれました。その2年後、厚生省の保健医療課長をはじめ主要な課長を務めた後、平成10年7月労働省労働基準局安全衛生部長に就任され、その後厚生労働省大臣官房技術総括審議官となられ、平成14年8月厚生労働省健康局長の職を最後に約33年間の勤務を終えられました。現在は、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団理事長として活躍され、埼玉県に在住されております。

埼玉産業保健推進センターメールマガジンのご案内

当センターでは利用者の皆様方・産業保健担当者の方に、産業保健に関する新しい情報を手許に直接お届けするため、メールマガジンの配信をしています。

内容は、最新の産業保健情報、研修の案内、新着図書・ビデオの紹介などです。

配信を希望される方は、当センターホームページ「メールマガジン申込」よりお申込ください。

なお、登録していただいた情報はメールマガジン配信以外の目的に使用することはありません。

粉じん障害を防止するため事業者が 重点的に講ずべき措置

埼玉労働局では第7次粉じん障害防止総合対策を策定しました。推進期間は平成20年度から平成24年度です。このうち事業者が講ずべき措置は以下のとおりです。

なお、詳細につきましては埼玉労働局労働基準部安全衛生課（電話 048-600-6206）までお問い合わせ下さい。

第1 趣 旨

じん肺は、不可逆的な病気であり、一度罹患すると粉じん作業についていなくてもじん肺の程度は進行すると言われている。そのため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）において事業者が講じなければならない措置等を定めているが、この「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、今後5年間において事業者が、労働者の粉じん障害を防止するため、特に実施すべき事項を取りまとめたものである。

実施すべき事項については、埼玉県におけるじん肺発生状況、平成20年3月から施行されている粉じん則等の改正状況、埼玉県における地場産業等を考慮している。

第2 具体的実施事項

1 重点事項（じん肺則別表の号別）

- (1) 鋳込み等の作業に係る粉じん障害防止対策（第17号）
 - ア 設備
 - イ 健康管理対策の推進
 - ①じん肺健康診断実施の徹底
 - ②じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進
- (2) 砂型解体等の作業に係る粉じん障害防止対策（第15号）
 - ア 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
 - イ 局所排気装置等の適正な稼動並びに検査及び点検の実施
 - ①局所排気装置等における検査・点検責任者の選任
 - ②局所排気装置等の検査及び点検の実施
 - ウ 作業環境測定の実施及び結果評価に基づく措置の徹底
 - エ 特別教育の徹底

オ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

①保護具着用管理責任者の選任

②呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

カ たい積粉じん対策の推進

①たい積粉じん清掃責任者の選任

②たい積粉じん除去のための清掃の推進

キ 健康管理対策の推進

(3) 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策（第7号）

ア 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

イ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ウ 作業環境測定の実施及び結果評価に基づく措置の徹底

エ 特別教育の徹底

オ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

カ たい積粉じん対策の推進

キ 健康管理対策の推進

(4) アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策（第20号）

ア アーク溶接作業が粉じん作業であることの周知徹底

イ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

ウ 健康管理対策の推進

(5) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策（第1号の2、第3号の2、第5号の2）

ア ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成20年3月に強化された粉じん則の改正内容を含む。）に基づく対策の徹底

①次の②～⑦の措置を含む「粉じん対策に係る計画」の策定

②粉じん発生源対策の実施

③換気装置による換気の実施等

④換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施

⑤坑内の作業に従事する労働者に対する防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具の常時使用

なお、次の作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具に限ること。

・動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

・動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

・コンクリート等を吹き付ける場所における作業

⑥粉じん作業特別教育及び坑内の作業に従事する労働者に対する呼吸用保護具の適正な使用に関する教育の実施

⑦発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、上記①の

「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

- イ 健康管理対策の推進
- ウ 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等
- (6) 離職後の健康管理

2 重点対象業種

(1) 鋳物業

鋳物業については、

- ① 鋳込み等の作業に係る粉じん障害防止対策（第17号）
- ② 砂型解体等の作業に係る粉じん障害防止対策（第15号）
- ③ 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策（第7号）
について実施すること。

(2) 輸送用機械器具製造業

輸送用機械器具製造業については、

- ① 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策（第7号）
- ② アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策（第20号）
作業について実施すること。

なお、輸送用機械器具製造業のうち鋳物製造に係る業種については（1）鋳物業によること。

(3) 金属製品製造業

金属製品製造業については、

- ① 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策（第7号）
- ② アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策（第20号）
作業について実施すること。

(4) ずい道等建設工事

ずい道等建設工事については、ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策について実施すること。

3 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

財団法人労災保険情報センター（RIC）は、厚生労働省の委託を受けて、労災医療、労災補償等の労災保険制度全般のご相談をお受けしております。

相談は無料で秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

(RIC) 財団法人 労災保険情報センター 埼玉事務所

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビル2階
電話番号 048-825-6741 FAX 048-825-6744
フリーダイヤル 0120-256-544
相談用Eメールアドレス Z11-saitama@rousai-ric.or.jp



職場における腰痛の発生要因とその予防対策

埼玉産業保健推進センター
産業保健相談員（産業医学） 志村 浩

1 職場における腰痛って多いのですか？

全国で年間約6000件の発生があり、4日以上 of 休業につながった疾患の6割以上を占めています。御本人が辛いのはもちろん、職場としても、急な欠勤や補償問題等、経済的な損失につながることを考えられ、しっかりとした予防対策が必要です。

2 どんな職業に多いのですか？

重量物取扱い作業から、事務職まで幅広く発生していますが、比較的発生の多い作業として、重量物取扱い、看護職、介護職、長時間の車両運転、清掃業務、学校給食等があげられます。徐々に発生したものは、事務職に多く、急に発症したものは、保安職、運送職、介護職等に多いと考えられます。

3 どんな時、病院を受診すれば良いのですか？

痛みが激しい時は当然ですが、下記のような時は、受診をお勧めします。

- ①今まで腰痛のなかった人が、初めて急に痛くなった時
- ②激しい痛み、下肢のしびれ、麻痺、筋力低下等が見られる時
- ③安静にしていたのに、症状が進行する時
- ④皮膚の色が悪い等、他の症状が合併している時

4 どんな対策をとれば良いのですか？

平成6年9月6日に、厚生労働省から“職場における腰痛予防対策指針”が出され、具体的な対策を示しています。

(<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-35/hor1-35-10-1-0.htm> から全文が入手出来ます。)

1 一般的な腰痛の予防対策

1. 作業管理

① 自動化・省力化

自動化、省力化による労働者の腰部への負担の軽減が原則です。

② 作業姿勢・動作

腰部に負担のかかる中腰、ひねり、前屈、後屈ねん転等の不自然な姿勢、急激な動作をなるべくとらない

腰部に負担のかかる姿勢、動作をとる場合は姿勢を整え、かつ、急激な動作を避ける。

③ 作業標準

腰痛の予防に配慮した作業標準を策定する。

④ 休憩

横になって安静を保てる十分な広さの休憩設備の確保に努める。

2. 作業環境管理

① 温度

筋・骨格系の活動状態を良好に保つために作業場内の温度管理や作業者の保温に配慮する。

② 照明

作業場所、通路、階段等の形状が明瞭に分かるように適切な照度を保つ。

③ 作業床面

作業床面はできるだけ凹凸がなく、防滑性、弾力性、耐衝撃性及び耐へこみ性に優れたものにすることが望ましい。

④ 作業空調

不自然な作業姿勢、動作を避けるために作業空調を十分に確保する。

⑤ 設備の配置

適切な作業位置、作業姿勢、高さ、幅等を確保することができるように設備の配置等に配慮する。

3. 健康管理

① 腰痛の健康診断

重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、配置前およびその後6月以内ごとに定期的に腰痛の健康診断を実施。

② 作業前体操

腰痛の予防を含めた健康確保の観点から始業時、作業開始前等に行う作業前体操および腰痛予防を目的とした腰痛予防体操を実施。

4. 労働衛生教育

重量物取扱い作業、介護作業、腰痛の予防・管理が必要とされる作業等腰部に著しい負担のかかる作業に従事する労働者に対し、腰痛の予防に配慮した労働衛生教育を実施。

この労働衛生教育を効果的に推進するため、「腰痛予防のための労働衛生教育実施要領」と「腰痛予防のための労働衛生教育指導員（インストラクター）講習実施要領」が定められています。

2 作業態様別の対策

指針では、腰痛の発生が比較的多い次の5つの作業について、作業態様別の基本的な対策を示しています。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ①重量物取扱い作業 | ④腰部の過度の負担のかかる腰掛け作業・座作業 |
| ②重症心身障害児施設等における介護作業 | ⑤長時間の車両運転等の作業 |
| ③腰部に過度の負担のかかる立ち作業 | |

この指針では、“重い物を持つときは、正しい姿勢で注意してください”と言うような、抽象的な表現でなく、腰部に負担のかかる具体的な姿勢、例えば、中腰やひねり、前屈等をあげ、作業の自動化、省力化を推奨しています。作業環境に関しても、温度、照明、床面等具体的に示しています。更に、作業態様別の対策として、腰痛発生の多い5つの作業について、それぞれ具体的な対策を示しています。参考にして頂ければと思います。

5 何か自分でも出来る事はありますか？

指針の中でも、腰痛の予防体操を勧めています。

インターネット等でも、いくつか紹介されていますので、是非取り入れて頂ければと思います。ただ、その際の注意点を書かせて頂きます。

- ①反動をつけない
- ②人に押しってもらうのはダメ
- ③柔らかい布団やマットの上は返って逆効果
- ④痛みがあるのに無理をしない

腰痛の原因としては、整形外科的な要因が最も多くみられますが、他に、内臓疾患からくる場合や、慢性的なストレス等精神的な面が主な原因でおこる場合もあり、現在、多方面からのアプローチが必要と考えられています。

職場での腰痛に関しては、職場の事は産業医、腰痛は整形外科医と区別されており、医師同士の意見交換の場がないのが現状です。今後は、職場の腰痛対策に関して、産業医と整形外科医、更に場合によっては、心療内科医にも入って頂くような医師の連携が必要になってくると考えております。

利用者の声



三菱マテリアル株式会社 セラミックス工場
事務部総務係 成澤 淳裕



当工場は、普段皆さんが何気なく使っている電化製品などに内蔵されている電子デバイスを製造しております。カーアンテナなどの自動車関連、パソコン・携帯電話等のネットワーク関連、そしてエアコン・テレビ等の家電製品関連と、様々な分野の電化製品において、私たちが製造している電子デバイスが使用されております。

製造している製品は大変小さく、中には肉眼で見ることにも困難な1ミリ以下の製品もあります。扱う製品は小さいものの、完成までの工程の中では様々な作業や設備があり、見えない危険がたくさん潜んでおります。有機溶剤や特定化学物質なども扱っており、従業員の健康管理など考慮すべき事が多くあります。このような環境の中、当工場で実施している安全衛生活動についてですが、まず全社的に取り組んでいる労働安全衛生マネジメントシステムを構築中であり、システムを中心とするリスクアセスメントは、昨年度より前倒しで実施し、現在見直しを図ろうしているところであります。未然防止型活動でリスクを事前に摘み取る事により、職場をより安全な環境にしていくよう努めております。この他、毎月開催している安全衛生委員会を主体とし、「工場長巡視」、「KYT活動」、「ヒヤリハット報告」、「職場ミーティング」など幅広く活動を展開しております。

現在、私は当工場の安全衛生の一部を任されていますが、入社当初は安全衛生についての知識がまったくありませんでした。そんな中、私が初めて埼玉産業保健推進センター様を知るきっかけとなったのが、「安全衛生関係法令研修会」への参加でした。計4回の研修の中で、工場で扱っている有機溶剤や特定化学物質についての知識や労働基準法についてなど、工場の安全衛生について必要不可欠となる基礎知識を勉強することが出来ました。

この外、毎年開催される全国労働衛生週間の工場内の行事では、メンタルヘルス研修を始め、現在注目されるメタボリックシンドロームの予防に関するビデオ講習会で、埼玉産業保健推進センター様からお借りしたビデオを活用させて頂いております。全従業員対象の講習は、勤務体制が異なる職場もあるため、数回に分けて開催する必要があります。また、作業を一時中断して出席してもらうので、限られた時間でいかに効率よく、効果的な教育が行えるかという問題が出てきます。しかし、短い時間でもしっかりと視覚に訴える事ができるビデオを利用する事で、その問題もしっかりと解消する事が出来ました。

今後とも工場内の安全衛生活動のために埼玉産業保健推進センター様にはご相談させて頂く事が多々あるかと存じます。様々なセミナーにも積極的に参加し、ますます安全衛生について知識を深めると共に、安全週間・衛生週間行事では、ビデオ等を大いに活用し、職場毎の必要な知識も深めていければと考えております。今後とも宜しくお願い致します。



深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断 受診支援助成金 利用のご案内

平成12年4月1日から自発的健康診断制度が設けられました。これらは深夜業に従事の方が自己の健康に不安を感じ次回の健康診断を待てない場合に、自ら健康診断を受診しその結果を提出することができるようにしたもので、受診に要した費用の一部が助成金として労働者に支給されるものです。支給対象者は次の要件を全て満たすとともに、自発的健康診断を受診した方です。

要件

- 1 常時使用される労働者
(1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数の4分の3以上の方も含まれます。)
- 2 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上(過去6ヶ月で合計24回以上)深夜業に従事した方
- 3 今年度にこの助成金の支給を受けたことがない方

※深夜業とは、午後10時から翌日の午前5時までの間における業務をいいます。勤務時間の一部でも午後10時から午前5時までの時間帯にかかる場合は「深夜の業務」があるとします。
※国の直営業、官公署の事業等の労働保険非適用事業に係る労働者は対象となりません。



健康診断項目

助成の対象となる健康診断の項目は下記のとおりです。

1. 業務歴及び既往歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、視力及び聴力
(1000Hz及び4000Hzの音に係る聴力)の検査
4. 胸部エックス線検査及び喀痰検査
5. 血圧の測定
6. 貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査)
7. 肝機能検査(GOT, GPT, γ -GTPの検査)
8. 血中脂質検査
(血清総コレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査)
9. 血糖検査
10. 尿検査(尿中の糖及びたんぱくの有無の検査)
11. 心電図検査

助成金額

自発的に受診した健康診断に要した費用(消費税を含む)の3/4に相当する額が助成されます。ただし、その3/4に相当する額が7,500円を超える場合の支給額は、7,500円とします。

(例：健康診断費用が7,200円の場合は、5,400円が支給されます)

事業者の方へ

●本助成金利用上の留意事項

この助成金は、労働安全衛生法第66条の2の規定に基づき、深夜業従事者が自ら受ける健康診断を支援する目的で創設されたものであり、従前より事業者が行っている年2回の特定業務従事者の健康診断に対する助成ではありません。

申込み
問い合わせ

埼玉産業保健推進センター TEL 048-829-2661 FAX 048-829-2660

川越地域産業保健センター(比企医師会) の活動をとおして

コーディネーター 鷹野 富子



川越地域産業保健センターは、川越労働基準監督署管内の川越市医師会を中心に坂戸鶴ヶ島医師会・毛呂山越生医師会・東入間医師会・比企医師会の5つの医師会で事業活動を行っております。

当地域センターは、比企医師会事務局内(東松山市)に設置されており、埼玉県中部に位置する東松山市・小川町・川島町・ときがわ町・滑川町・鳩山町・吉見町・嵐山町と東秩父村を区域としています。

私はコーディネーターとして平成15年度よりこの事業に参加しております。

年度始めに開催されます運営協議会では、前年度の実績に基づき活発な意見交換の中で、新年度の事業推進に向けてコーディネーターの活動の重要性を感じつつ、どのように実績を上げればよいか?大きな課題を抱えてのスタートとなります。

当地域センターでは年間10回(8月・1月を除く第3火曜日、祝日の時は第4火曜日)の健康相談窓口を開設しております。認定産業医登録医師は、75名です。電話で日程等の調製を行い年間計画書を作成致します。川越地域産業保健センターより配布されますリーフレット等の資料は全医療機関(120箇所)へ直接届け、待合室等に掲示して頂くようお願い致します。その他は、商工会議所へ置いていただいたり、比企医師会担当の会計事務所職員の方へ小規模事業所訪問の際に配布していただくようお願いもしております。又直接事業所へ郵送し、センター事業のPRにも努めております。このような地道な活動ではありますが、他医師会のホームページでの案内の効果もありここ2、3年事業者並びに労働者の方からの電話での問い合わせ件数が確実に増えております。事業者からの相談では従業員の精神疾患・過重労働によるストレス、不眠症等、勤務状態に直接影響が及ぶ問題が多く、他方、本人・家族・友人からの相談では、事業所健診の結果を受けて、有機溶剤の反応の心配・過重労働・ストレス・不眠と今後の生活・健康についての切実な不安を訴えております。

早速相談窓口の日程と担当医師との時間の調整を行いますが、当日事業所担当者より無断欠勤の為に従業員本人と連絡が取れず、面接の取り消しの連絡も年間数件あります。

家族や友人からの相談では、当事者の承諾なしの相談が多い為に日程の調整までは進まず、なかなか実績には結びつかないのが現状です。

その他、従業員の健診医療機関の紹介、従業員の健康管理について、産業医についての知識(健診の内容と報酬額)、「物流業種なので月100時間以上の過重労働に対応出来る産業医の先生」を紹介してほしい旨等、相談の内容も多岐に亘ります。

私はこれらの電話に対応しながら、小規模事業所の経済状態の脆弱さを強く感じています。

2008年度版の中小企業白書から抜粋した資料、総務省「事業所・企業統計調査票」によりますと、中小企業99.7%の内、小規模事業所の占める割合は、87%です。平成19年度調査における中小企業の従業者数は2754万人で前年度の調査から238万人減少している。とあります。これらを踏まえても国が労働者が受ける健康保健サービスに事業所規模により大きな格差が生じないよう全国に配置され

ている地域産業保健センターの活動に大きな期待をよせられていることを改めて実感すると共に、産業医の先生方のご理解とご支援がなくては、この事業は推進していけないと申しましても決して過言ではないと思います。コーディネーターの役割を担いつつ、今後このような人材の教育、育成も大きな課題ではないかと考えます。

最後に川越地域産業保健センターでは、平成20年度9月より地域産業保健センター健康相談窓口（サテライト方式）を導入し、受託医療機関の募集を行いました。当センターからも13の医療機関が受託医療機関としてサテライト健康相談（登録産業医）となりました。広域市町村からなる当地域センターとしては、バランスよく医療機関が配置されることとなり、事業者・労働者の方にとって利用しやすい体制が整い、今後の活動の成果が上がるよう願っています。

コーディネーターとしての活動歴が短く、勉強不足ではありますが、今後とも川越地域産業保健センター運営協議会の皆様のご指導、ご鞭撻を仰ぎつつ、努力して参りたいと思います。

相談所のご案内

川越地域産業保健センター

開設場所	相談申込先
川越市医師会	川越相談所 〒350-0035 川越市西小仙波町1-8-1 TEL 049-222-0794 FAX 049-222-8589 URL: http://www.kawagoe.saitama.med.or.jp/institution/ind_health/index.html
東入間医師会	東入間相談所 〒356-0034 ふじみ野市駒林353 TEL 049-264-9592 FAX 049-263-5395 URL: http://www.ne.jp/asahi/higashi-iruma/med/2nd/sangyou.htm
坂戸鶴ヶ島医師会	坂戸鶴ヶ島相談所 〒350-0212 坂戸市石井2327-3 TEL 049-289-2388 FAX 049-289-6433 URL: http://www.sayama.ne.jp/saka-turu-med/sktr_center.html
比企医師会	比企相談所 〒355-0016 東松山市材木町2-36 TEL 0493-22-0139 FAX 0493-23-7010
毛呂山越生医師会	毛呂山越生相談所 〒350-0443 毛呂山町中央2丁目5番地-5（ゆずの木台クリニック内） TEL 049-295-5158 FAX 049-295-5160 URL: http://www.sayama.ne.jp/~mrog_med/index.html

医療機関での健康相談も実施しております。詳しくはホームページをご覧ください。

地域産業保健センターのご利用案内

● 地域産業保健センターとは…

労働者数が50人以上の事業場では、従業員の健康管理を行うため産業医など専門スタッフを選任しなければなりません。

しかしながら、労働者数50人未満の事業場では事業場として医師と契約して、働く方々に対して保健指導や健康相談などの産業保健サービスを提供することが十分でないところも多いようです。

地域産業保健センターは、このような事業場で働く方々に対する産業保健サービスを充実するため、国（厚生労働省）が医師会に委託して行っているもので、県内の各労働基準監督署管内に設置されています。お近くのセンターをぜひご利用ください。

● 地域産業保健センターでは…

1. 健康相談に応じます。

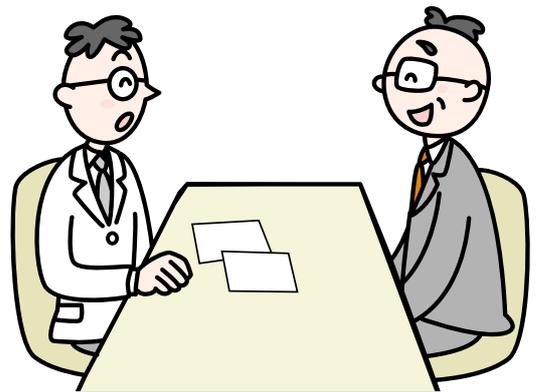
健康相談窓口を開設し（月2～3回）、専門の医師等が働く方々の健康問題について相談に応じます。

2. 個別訪問産業保健指導を行います。

専門の医師等が事業場を訪問し、健康管理のアドバイスを行います。

3. 産業保健情報の提供と、説明会を行います。

日医認定産業医、健診機関などの情報提供と健康管理への理解を深めていただくための説明会を行います。



上記はすべて無料です。
秘密も守られています。

各地域産業保健センターでは、利用者にご不便をおかけしないために事前申し込み制にしております。どんなことでも結構です。お問い合わせの上、ご利用してください。

埼玉労働局管内 地域産業保健センター 所在地紹介

ご利用にあたってのお願い

各地域産業保健センターでは複数の医師会と協力して事業を行っていますので、下記以外の医師会内にも相談所が設けられています。相談・問合わせの際は事業場の所在地を告げてくださるようお願いいたします。

浦和地域産業保健センター（さいたま監督署管内事業場の相談先）
〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-4-18 浦和医師会内
TEL 048-824-6811

春日部地域産業保健センター（春日部監督署管内事業場の相談先）
〒344-0067 春日部市中央6-6-11 春日部市医師会内
TEL 048-736-7522

川口地域産業保健センター（川口監督署管内事業場の相談先）
〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル4F
川口医師会内
TEL 048-225-0933

所沢地域産業保健センター（所沢監督署管内事業場の相談先）
〒359-0025 所沢市上安松1224-7 所沢市医師会内
TEL 04-2992-8026

④ **大宮地域産業保健センター**（さいたま監督署管内事業場の相談先）
〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-125-3 大宮医師会内
TEL 048-651-5050

行田地域産業保健センター（行田監督署管内事業場の相談先）
〒361-0066 行田市大字上池守44 行田市医師会内
TEL 048-553-4078

④ **熊谷地域産業保健センター**（熊谷監督署管内事業場の相談先）
〒360-0812 熊谷市大原1-5-28 熊谷市医師会内
TEL 048-527-1591

秩父地域産業保健センター（秩父監督署管内事業場の相談先）
〒368-0032 秩父市熊木町2-19 秩父郡市医師会内
TEL 0494-23-2149

川越地域産業保健センター（川越監督署管内事業場の相談先）
〒350-0035 川越市西小仙波1-8-1 川越市医師会内
TEL 049-222-0794

※ ④マークのセンターでは夜間・休日にも相談に応じています。

産業医研修会日程

回数	日時	研修内容・講師	研修場所	研修形式	定員	日医申請中
4	11月27日(木) 14:00~16:00	メンタルヘルス事例研究 メンタルヘルス担当相談員 林 文明	当センター	討議方式 (事例検討)	15名	生涯・実地 2単位

産業保健セミナー(後期)

第4回 平成20年11月11日(火) 14:00~16:00

テーマ 介護者の心と体のケアについて

講師：中田 恵久子
産業医学担当相談員
病院小児科部長

介護は人の心と体をケアする大切な職業です。でもとても大変な仕事でもあります。時には自分自身も見つめ直してあげてください。

第5回 平成20年11月17日(月) 14:00~16:00

テーマ 作業環境測定と報告書の見方

講師：児島 俊則
労働衛生工学担当特別相談員
労働安全衛生コンサルタント事務所長

法律に基づく作業環境測定を、実例をモデルにしてデザイン、サンプリングから、評価結果にいたる報告書の作成と結果のフォローについて説明します。

第9回 平成21年1月21日(水) 14:00~16:00

テーマ 化学物質等の取扱いにおけるリスクアセスメントのポイントー化学物質等の健康影響を中心としてー

講師：府川 栄二
労働衛生工学担当特別相談員
労働安全衛生コンサルタント事務所長

普及してきているコントロールバンディング法を中心として、化学物質等取扱いにおけるリスクアセスメントのポイントを解説します。

第11回 平成21年2月20日(金) 14:00~16:00

テーマ 定期健康診断の考え方と進め方

講師：植田 康久
産業医学担当相談員
事業所健康管理センター所長

平成20年4月に健診項目の改正がありました。あらためて定期健康診断の役割について考えてみたいと思います。

第12回 平成21年2月26日(木) 14:00~16:00

テーマ 第11次労働災害防止計画への対応

講師：生駒 賢治
産業医学担当相談員
内科医院長

平成20年度から平成24年度までの5カ年計画が始まりました。健康保持増進の更なる向上のための諸施策の展開の中で、産業保健担当者が如何に対応するかを考えます。

第13回 平成21年3月3日(火) 14:00~16:00

テーマ 働く人々の難聴・その他の耳鼻咽喉科疾患と対処法Ⅱ ー鼻・のどの疾患編ー

講師：武石 容子
産業医学担当相談員
耳鼻咽喉科医師

耳鼻咽喉科の代表的な鼻・のどの疾患であるアレルギー性鼻炎、かぜ症候群、睡眠時無呼吸症候群等について、労働生産性の側面からも解説します。

第15回 平成21年3月24日(火) 14:00~16:00

テーマ 事業所における健康づくり活動

講師：市原 千里
保健指導担当相談員
(財)埼玉県健康づくり事業団
健康管理部 保健指導グループ

事業所における健康づくりを、実施できるところから始めることを一緒に考えていきましょう。

第16回 平成21年3月26日(木) 14:00~16:00

テーマ 職場における腰痛の発生要因とその予防対策について

講師：志村 浩
産業医学担当相談員
志村医院院長

現在職場における腰痛は、業務上疾患の約半数を占める最大の疾患であります。その発生要因の分析と予防対策について考えていきたいと思ひます。

新型インフルエンザ対策についての 産業保健研修会のご案内

- 開催日時……………平成20年12月18日(木) 午後2時～4時
- 開催場所……………さいたま共済会館 501, 502号室
さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号
- 参加対象者……………産業医、医師、衛生管理者、産業看護職等の産業保健スタッフ
- 定 員……………120名
- 参加費……………無料
- 研修内容……………① 新型インフルエンザの最近の状況
② 厚生労働省の新型インフルエンザ対策
③ 事業所が準備すべき対策とパンデミック時の対応
- 講 師……………埼玉産業保健推進センター 産業保健相談員
(東京都予防医学協会 総合健診部長)
医学博士 三輪 祐一
- 主 催……………独立行政法人 労働者健康福祉機構
埼玉産業保健推進センター
- 申し込み・問い合わせ…埼玉産業保健推進センター
〒 330-0063 さいたま市浦和区高砂2-2-3
TEL 048-829-2661 FAX 048-829-2660

- 埼玉産業保健推進センター行き (FAX 048-829-2660)

新型インフルエンザ対策についての 産業保健研修申込書			
ふりがな		事業所名 (勤務先)	
氏 名			
連絡先住所		TEL	
		FAX	
職 種	医師 産業医 衛生管理者 産業看護職 その他 ()		

*受講者には、会場の地図を掲載した受講票を送付します。



こんな時に

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタントの活用を！

労働災害が発生したとき

安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき

計画の届出をするとき

労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき

機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき

機械設備や作業環境の改善を行うとき

安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要なとき

安全衛生管理規程や作業手順の作成をするとき

安全衛生管理活動を活発にしようとするとき

健康診断機関や作業環境測定機関を選定したいとき

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントを 活用すると、こんなメリットが生まれます

- ◆ 社内では得がたい安全衛生の専門家の指導を受けることができます。
- ◆ 機械のフェールセーフ化など専門的な安全技術指導を受けることができます。
- ◆ 社内では気がつかない安全衛生上の問題点を明らかにし、有効かつ効果的な方法を教えてくれます。
- ◆ 必要なときに、必要な事項についてコンサルタントに頼むことができるので、人件費の節約になります。
- ◆ 経営に役立つ安全衛生管理を教えてくれます。

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部

〒330-0804 さいたま市大宮区堀の内町1-116-1 安藤ビル3F

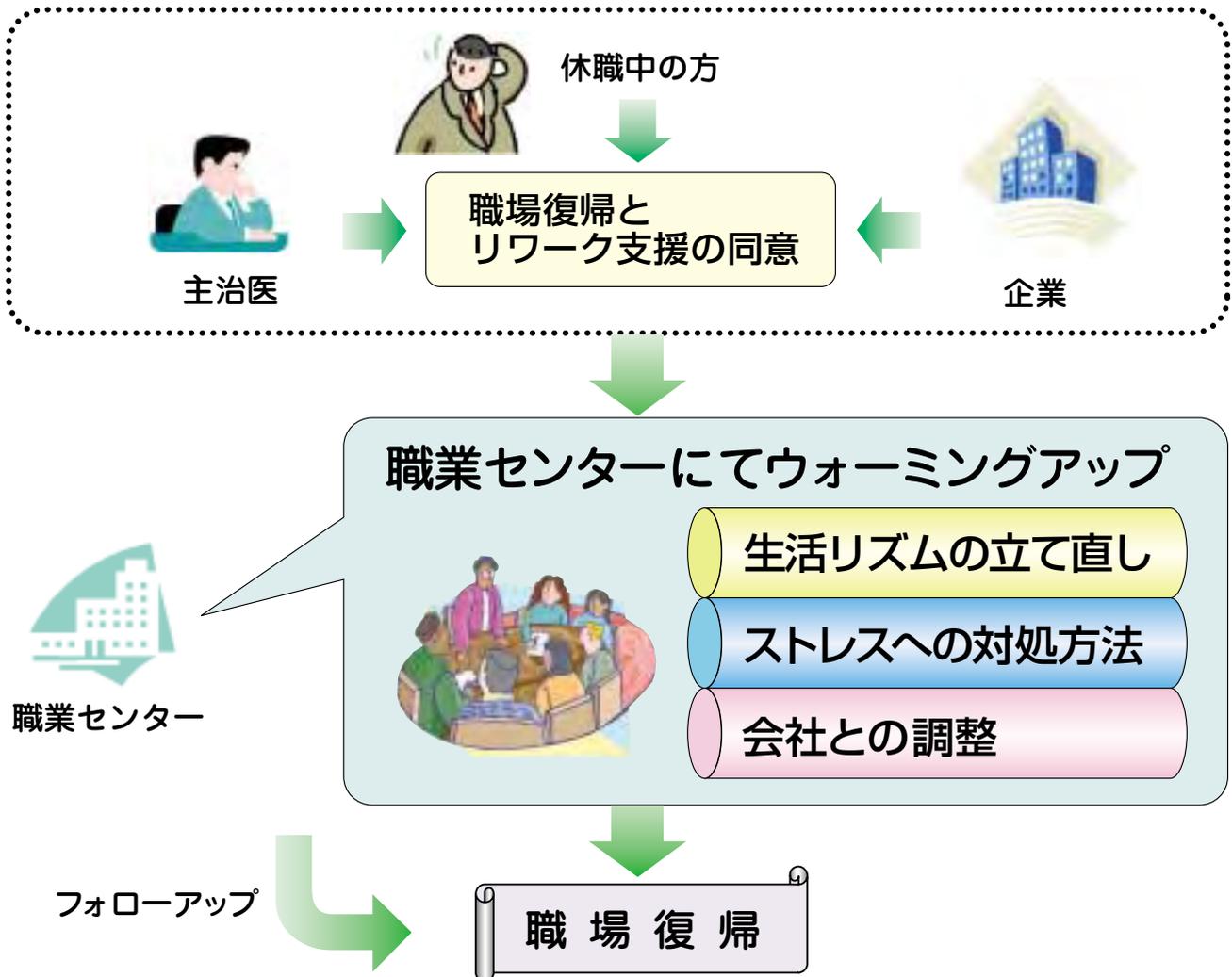
TEL 048-649-8617 FAX 048-649-8618

ホームページ URL <http://www11a.plala.or.jp/saicon>

うつ病などで休職している方の職場復帰をサポートします

埼玉障害者職業センターでは、スムーズな職場復帰を目指す専門的な援助（リワーク支援）を実施しています。休職中の方と企業のご意向を尊重しながら主治医と連携をとり、職場復帰前のウォーミングアップを進めていきます。

スムーズな職場復帰をお考えの企業担当者の方、ぜひご相談ください。



● お問い合わせ

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構



埼玉障害者職業センター

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保136-1

TEL 048 (854) 3222 / FAX 048 (854) 3260

ホームページ <http://www.jeed.or.jp>

※当センターは、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する施設で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者と企業に対する支援を行っています。

メンタルヘルス事例研究会のご案内

当センターでは、埼玉県産業保健看護研究会と共催により、精神科医 金村 元 医師を指導役にお招きし、職場におけるメンタルヘルスに関わる勉強や職場で起こった事例を解決するための研究会を開催しています。

開催日程は毎月第2水曜日(但し12月は除く)の午後6時15分から8時30分までです。企業名などを伏せての相談も可能ですし、秘密も守られます。

産業医、事業場の安全衛生、人事・労務のご担当、保健師、看護師など産業保健担当者であればどなたでも参加できます。フランクな雰囲気で開催していますので、お勤め帰りにでも是非お立ち寄りください。参加費は無料です。詳細は埼玉産業保健推進センターまでお尋ねください。



産業保健相談員及び相談日

区分(分野)	相談日	相談例
産業医学	毎週…月～金曜日	健康診断の事後措置、職業性疾患の予防対策
メンタルヘルス	毎月…第1、2、3木曜日	職場でのメンタルヘルスの進め方
カウンセリング	毎週…金曜日	職場における相談、指導の進め方
労働衛生工学	毎月…第2、3、4、金曜日(AM)	作業環境の改善方法等
労働衛生関係法令	毎月…第2、4水曜日	関係法令の解釈
保健指導	毎月…第4火曜日	保健相談、保健指導の進め方

担当分野	相談員氏名	相談日	備考
産業医学	宇佐見 隆廣	毎週月曜日	元獨協医科大学公衆衛生学助教授
	植田 康久	第3金曜日	認定産業医、労働衛生コンサルタント、日本産業衛生学会専門医、事業所健康管理センター所長(産業医)
	武石 容子	第1、3、4火曜日	認定産業医、日本耳鼻咽喉科学会騒音性難聴担当医、医師
	三輪 祐一	第3木曜日(AM)	認定産業医、労働衛生コンサルタント、東京都予防医学協会総合健診部長
	中田 恵久子	第2、3火曜日(AM)	認定産業医、病院小児科部長
	志村 浩	第4木曜日	認定産業医、医院院長
メンタルヘルス	林 文明	第1、2、3木曜日	認定産業医、精神科医、病院院長
カウンセリング	星野 ゆかり	毎週金曜日	日本大学医学部精神神経科学教室助手
労働衛生工学	田中 茂	第2、3、4金曜日(AM)	十文字学園女子大学人間生活学部教授
労働衛生関係法令	中村 孝雄	第2、4水曜日	元労働基準監督署長
保健指導	市原 千里	第4火曜日	(財)埼玉県健康づくり事業団 健康管理部 保健指導グループ

産業医、事業主等の皆様へ

産業保健活動を応援します

お気軽にご利用ください

ご利用は無料です
秘密も守ります

業務のご案内

窓口相談・実地相談

直接窓口・電話・FAX・電子メール
等でお気軽に

広報・啓発

事業主セミナー・情報誌発行・講師
紹介等

情報の提供

図書・ビデオ・研修用機器・作業環
境測定機器等の貸出

助成金事業

産業医共同選任事業
自発的健康診断受診支援事業

研 修

産業医・保健師・看護師・衛生管理者・
労務担当者等に対する産業保健研修

調 査 研 究

産業保健に役立つ調査研究の実施と
結果の提供

詳細についてのお問い合わせ、お申込みは当センターまで

〈交通のご案内〉



■ご利用いただける日時■

当センターの休日を除く毎日
午前9時～午後5時

当センターの休日
毎土・日曜日及び祝祭日
年未年始

独立行政法人 労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センター

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング2階

電話 048-829-2661 FAX 048-829-2660

ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

Eメール info@saitama-sanpo.jp